2　廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～四　略］

五　中深度処分に係る廃棄体にあつては埋設の終了までの間、ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄体にあつては廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。

［六～九　略］

3　［略］

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～十二　略］	［略］	［略］
十三　法第五十一条の二十四の二第二項の規定による閉鎖措置の確認の結果	確認の都度	第七項に定める期間
十四　［略］	［略］	［略］
十五　［略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号、第十三号並びに第十四号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（廃棄物埋設地の保全）

第十七条　［1］法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、中深度処分に係る廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視し、異常な漏えいがあつたと認められる場合又は異常な漏えいの徴候が認められた場合には廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の異常な漏えいを防止し、又は低減するために必要な措置を講ずること。

二　坑道の入口には、次に掲げる事項を表示する立札その他の設備を設置し、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ　放射性廃棄物の種類

ロ　埋設を開始した日及び埋設を終了した日

ハ　保安のための注意事項

2　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　略］

3　前二項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

2　［同上］

［一～四　同上］

五　廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。

［六～九　同上］

3　［同上］

（記録）

第十三条　［同上］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～十二　同上］［加える。］	［同上］［加える。］	［同上］［加える。］
十三　［同上］	［同上］	［同上］
十四　［同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（廃棄物埋設地の保全）

第十七条　［項を加える。］

［1］法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～三　同上］

2　前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。